

令和7年度

入札（見積）結果調書

件名	弁室清掃業務		
入札(購)年月日	令和7年4月2日 午前9時30分		
入札(見積)場所	水道局1階入札室		
落札(決定)金額	下記単価に当該単価の100分10に相当する額を加算した金額 (代表単価記載、その他は係数処理)	主管課	給水課
		最低制限価格	無
落札(決定)業者	北海道ロードメンテナンス(株)		

入札（見積）経過

(単位：円)

指名（見積）業者名	入札（見積）経過						価格交渉金額
	第1回		第2回		第3回		
	入札	金 額	入札	金 額	入札	金 額	
(株)大伸		205,000					
東洋ロードメンテナンス(株)		200,000					
北海道ロードメンテナンス(株)	○	195,000					落札

(備 考)

単価契約
 代表単価にかかる予定数量 2件

入札（見積）結果調書

令和 7 年度

契 約 番 号	第61－21－00008号		
件 名	白川浄水場環境調査業務その7		
入札(見積)年月日	令和 7年 4月 2日	午前 9 時 30 分	
入 札 (見 積) 場 所	水道局総務部総務課入札室		
落 札 (決 定) 金 額	2, 200, 000 円	主 管 課	61 計画課
	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。 代表価格記載。他は係数処理。	最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落 札 (決 定) 業 者	A0000006020 株) 建設環境研究所 札幌支店		

入 札 (見 積) 経 過 (単位：円)

指 名 (見 積) 業 者 名	入 札 (見 積) 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
エヌエス環境(株)札幌支社							
		2,520,000					
株) 建設環境研究所 札幌支店							落札
		2,000,000					
(株) 開発工営社							
		5,000,000					
(備 考)							
総価契約+単価契約							
 a 0 7 6 1 2 1 0 0 0 8 a							

入札（見積）結果調書

令和 7 年度

契 約 番 号	第11－21－00030号		
件 名	札幌市水道局例規検索システム運用業務		
入札(見積)年月日	令和 7年 4月 2日 午前 9時 30分		
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	4, 237, 200 円 入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	主 管 課	11 総務課
		最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000003830 (株) ぎょうせい 北海道支社		

入 札 (見 積) 経 過 (単位：円)

指 名 (見 積) 業 者 名	入 札 (見 積) 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
(株) ぎょうせい 北海道支社							落札
		3, 852, 000					
第一法規 (株)							無効
(備 考)							


a 0 7 1 1 2 1 0 0 3 0 a

令和 7 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により見積業者を特定する。

記

- 1 件 名 公共土木積算システム保守運用業務（ARIES）
- 2 業務内容 本市水道局で発注する工事等の積算においては、財政局管財部工事管理室が所管する「新土木工事積算システム」を使用しておりますが、例年、積算ミスによる入札延期や中止が発生し、事業執行にも一部影響が出ていることから、給水部においても積算時の積算妥当性の検証・再発防止に取り組んでいるところです。
今日の積算は非常に複雑化・高度化が進んでおり、積算時には高い精度が求められております。本事業は民間で広く使用されている積算ソフトを導入し、積算時や開札時における本市の積算妥当性を精査するものであり、これらの作業の効率化につながることが期待されます。
- 3 業者特定 株式会社 コンピュータ・システム研究所 札幌営業所
- 4 特定理由 「公共土木積算システム ARIES」は、札幌市土木工事積算基準及び札幌市工事等適用建設資材単価表にも準拠しており、本市工事の入札参加者に広く利用されております。また、本システムは、上記 3 で特定する業者がパッケージプログラムの著作権を有しており、初期設定、導入、単価データの更新、トラブル発生時のバックアップ等の保守運用を行うことができる唯一の業者であり、他者の履行が不可能です。
以上のことから、見積業者に上記 3 の業者を特定します。
- 5 根拠規定 地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号及び札幌市水道局物品・役務契約等事務取扱要領第 98 条第 1 項の規定に基づき、上記業者を特定者とした随意契約とする。
- 6 参 考 一般部局においても、同様の契約としています。

入札（見積）結果調書

令和 7 年度

契 約 番 号	第33－21－00012号		
件 名	給水装置工事電子申請システム構築に係る調達支援業務		
入札(見積)年月日	令和 7年 4月 2日 午前 9 時 30 分		
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	17,422,900 円	主 管 課	33 給水装置課
	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000086880 (株) つうけんアドバンスシステムズ		

入 札 (見 積) 経 過 (単位：円)

指 名 (見 積) 業 者 名	入 札 (見 積) 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
(株) つうけんアドバンスシステムズ		15,839,000					決定
(備 考)							


a 0 7 3 3 2 1 0 0 0 1 2 a

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 給水装置工事電子申請システム構築に係る調達支援業務
- 2 事業者名 株式会社つうけんアドバンスシステムズ
- 3 特定理由

本業務は「給水装置工事審査受付の電子申請導入に係る基本検討業務」および「給水装置工事審査受付の電子申請導入に係る追加基本検討業務」(以降「基本検討業務」という。)の成果に基づき、給水装置工事電子申請システム構築業務(以降「構築業務」)の一般競争入札(総合評価落札方式)による調達を支援する業務である。

上記事業者は、基本検討業務の受託者であり、当該業務を通じ、水道局の業務を広く調査・分析すると共に、インフラ基盤やセキュリティ政策を担う関係各所との協議に参画し、システムの調達仕様作成を支援してきた。本業務を上記以外の者から調達する場合、基本検討業務の成果物を参考にできるとはいえ、水道局業務の理解及びインフラ基盤やセキュリティ政策等の諸条件への理解には、改めて関係各所へのヒアリングや協議等の時間が必要となる。予算策定の支援に当たっては、スケジュールの都合上、令和7年8月迄に情報化計画を確定しなければならないことから、履行着手後の速やかな作業が要求され、基本検討業務に係る即時かつ十分な理解が無ければ適切な支援を得られない可能性がある。また調達の支援においては、基本検討業務への十分な理解のほか、その要件を的確に表現・評価するための専門的な知見が要求される。構築業務に係る一般競争入札(総合評価落札方式)への十分な支援が成されないまま、プロジェクトが進行した場合には、構築途中の仕様変更やこれに伴う手戻り・スケジュール遅延・追加コスト発生等のリスクが高まり、完成するシステムの品質にも多大な影響が及ぶことが懸念される。

以上のことから、本業務の履行にあたっては、当該事業者に特定することとしたい。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第 6 号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

令和 7 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 水道料金システム詳細影響調査業務
- 2 事業者名 BIPROGY株式会社 北海道支店
- 3 特定理由

給水装置課では、令和8年度から給水装置工事の申請を電子で受け付けるシステム（以下、給水装置工事電子申請システム）の構築を予定している。当該システムでは、申請手数料等の納付手段の拡充も検討している。

本業務は、給水装置工事電子申請システム構築に伴う料金システムへの影響を調査し、料金システムの改修に向けて開発範囲を確定させる業務である。この業務を的確に実施するためには、水道料金システム全体に対する正確な知識と熟練された経験が必要となる。また、本システムの構築情報は、外部に公開されていないことから他社では、業務を遂行することはできず、この業務を実施する能力を有している業者は、水道料金システムの開発者であり、運用保守をしているBIPROGY株式会社の1社しか存在しない。

このことから、BIPROGY株式会社を特定する。

- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

令和 7 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 件 名 | 玉川橋取水堰ゲート設備点検業務 |
| 2 業 者 名 | 旭イノベックス株式会社 |
| 3 特 定 理 由 | <ul style="list-style-type: none">・本業務は、令和3年度に完成した「玉川橋取水堰」のゲート設備の点検整備、動作確認および制御機器の調整等を実施するものである。・当該施設のゲート設備（土砂吐ゲート1門、洪水吐ゲート2門、制水ゲート1門、鋼製付属設備1式、電気設備）は、旭イノベックス株式会社製のものであり、同社の独自技術により製作されている。これらの機器に関する技術基準等は一般には公開されていないため、点検整備や制御機器の調整等は旭イノベックス株式会社のみが実施可能である。・以上の理由により、上記業者以外の事業者は本業務を履行することができない。 |
| 4 根 拠 規 定 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。 |

令和 7 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

1 件 名	豊平川水道水源水質保全バイパス維持管理業務
2 業 者 名	一般財団法人 さっぽろ水道サービス協会
3 特定理由	本業務は、市民生活に必要不可欠な水道水を将来にわたり安全に供給するため、札幌水道の原水の90%を占める豊平川の原水水質改善を目的とした豊平川水道水源水質保全バイパス（以下「バイパス施設」という）の「運転管理」及び「施設・設備の維持管理」を行うものである。 バイパス施設は浄水場の浄水処理と類似したシステムであり、その運転に伴い変化する豊平川の水質が白川・藻岩浄水場の運転管理に影響を与えることから、浄水場と同レベルの管理と運営水準が求められる重要な施設である。バイパス施設には多種多様な設備・機器が広範囲に設置されており、これらを一連のシステムとして連携する高い業務遂行能力がなければ、安定した運転管理を行うことができない。また、バイパス施設を運用するためには、取水量や処理水量を随時調整することが必要となり、その調整により原水水質が変化し、浄水処理に影響を与えることから、白川浄水場や藻岩浄水場との緊密な連携が不可欠である。 よって、当該施設の維持管理には以下の能力が求められる。 ① 当該業務と密接不可分な施設である白川・藻岩浄水場の運転管理に関する知識を有するとともに、本市浄水システム（水源、浄水、水質管理）を熟知し、当該業務への応用力、適応力があること。 ② 日頃から白川・藻岩浄水場との緊密な連携を図り、事故防止に努めるとともに、緊急時においても浄水場の運転に支障のないような適切な対応を行える知識・能力を有していること。 当該財団法人は、白川・藻岩浄水場の維持管理業務を受託し、これらの浄水場と緊密な連携のもと、通常時や緊急時においても浄水処理に支障を与えることなく、業務を遂行している。また、本市浄水場の運転管理業務を受託しているただ一つの団体であり、白川・藻岩浄水場の運転管理を含む本市浄水システム（水源、浄水、水質管理）に関する十分な知識や当該業務を遺漏なく実施するための体制を有する唯一の団体である。 さらに、当該財団法人は、将来にわたって本市水道システムの安全・安定給水を持続

	していくために水道局が持つ水道技術の一部を移転し、その後も様々な業務経験を通じて技術力を向上させ、浄水システムの持続に寄与してきた唯一の団体でもあることから、上記能力を安定的かつ確実に発揮できる者は当該財団法人のみである。
4 根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。